

業務管理体制について

1 制度概要

事業者等による法令遵守の義務の履行を確保し、指定取消事案などの不正行為を未然に防止するとともに、利用者又は入所者の保護と障害福祉サービス等の事業運営の適正化を図るため、平成 24 年 4 月から開始された制度です。

指定障害福祉サービス事業者等は、法令遵守等の業務管理体制の整備とその届出が義務付けられておりますので、必ず届出を行ってください。

また、届出内容に変更が生じた場合は、変更にかかる届出書を提出してください。

2 事業者の区分

届出は、根拠条文ごとに行ってください。

(1) 障害総合支援法に基づくもの

- ア 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設（法第 51 条の 2）
- イ 指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者（法第 51 条の 31）

(2) 児童福祉法に基づくもの

- ア 指定障害児通所支援事業者等（法第 21 条の 5 の 26）
- イ 指定障害児入所施設等（法第 24 条の 19 の 2）
- ウ 指定障害児相談支援事業者（法第 24 条の 38）

3 届出事項

	届出事項		
小事業者 【事業所数 20 未満】	法令遵守責任者		
中事業者 【事業所数 20 以上 100 未満】	法令遵守責任者	「法令遵守規程」の概要	
大事業者 【事業所数 100 以上】	法令遵守責任者	「法令遵守規程」の概要	「業務執行の状況の監査の方法」の概要

※事業所数は、根拠条文ごとに、指定を受けたサービス数で数えます。

- (例) 居宅介護と重度訪問介護、放課後等デイサービスを行っている事業所
→障害者総合支援法第 51 条の 2 : 2 事業所
児童福祉法第 21 条の 5 の 26 : 1 事業所

※障害者支援施設として指定を受けている場合は、複数サービスの指定を受けていても施設の数で数えます。

- (例) 施設入所支援、生活介護、自立訓練のサービスを行っている障害者支援施設

→ 1 事業所

※従たる事業所、出張所、基準該当事業所は対象外です。

4 届出先

届出先は、事業所等の所在地により判断します。

事業所の新規指定や廃止に伴い、届出先が変わることがありますので御注意ください。

事業所等の区分	届出先
指定事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者等	厚生労働省本省（社会・援護局障害保健福祉部企画課）
指定事業所等（児童福祉法に基づく指定障害児入所施設を除く。）が同一中核市内に所在する事業者等	各中核市
特定相談支援事業又は障害児相談支援事業のみを行う事業者であって、全ての事業所等が同一市町村内に所在する事業者等	各市町村
上記以外の事業者等	当該管轄の県保健福祉事務所等 ※事業者（設置法人）の所在地を所管する県保健福祉事務所等に提出してください。中核市内に所在する事業者も県が届出先となります。 ※福島県外に法人所在地があり、福島県内のみ事業所が所在する場合は、福島県庁障がい福祉課又は児童家庭課に届出を提出してください。

5 一般検査について

- 令和8年度より、障害者総合支援法及び児童福祉法の規定に基づき、業務管理体制の運用状況を確認するため、一般検査を行う予定です。
- 事業者（法人）ごとに、概ね3年に1回検査を行います。
- 書面での検査となります。事業者は検査調書により自己点検を行い、県に報告します。検査の結果、改善を要する事項がある場合は改善報告書を提出いただき、なお改善が見込まれない場合は立入検査を行うことがあります。
- 検査対象となった事業者には通知をお送りしますので、御対応をお願いします。

6 その他

既に届けている内容が不明の場合は、管轄の県保健福祉事務所にお問い合わせください。

福島県障害者（児）施設・事業者の業務管理体制の整備の届出に関する要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「障害者総合支援法施行規則」という。）及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）に定めるもののほか、障害者（児）施設・事業者の業務管理体制の整備の届出に関し必要な事項を定める。

（業務管理体制の整備に関する事項の届出）

第2条 障害者総合支援法第51条の2第2項及び第51条の31第2項の規定による届出は、障害者総合支援法施行規則第34条の28第1項及び第34条の62第1項に掲げる事項について第1号様式により行うものとする。

2 児童福祉法第21条の5の25第2項、第24条の19の2及び第24条の38第2項の規定による届出は、児童福祉法施行規則第18条の38第1項、第25条の23の2第1項及び第25条の26の9第1項に掲げる事項について第2号様式により行うものとする。

（届出事項の変更の届出）

第3条 障害者総合支援法第51条の2第3項及び第51条の31第3項の規定による届出事項の変更の届出は、障害者総合支援法施行規則第34条の28第2項及び第34条の62第2項に掲げる事項について第3号様式により行うものとする。

2 児童福祉法第21条の5の25第3項、第24条の19の2及び第24条の38第3項の規定による届出事項の変更の届出は、児童福祉法施行規則第18条の38第2項、第25条の23の2第2項及び第25条の26の9第2項に掲げる事項について第4号様式により行うものとする。

（区分の変更の届出）

第4条 障害者総合支援法第51条の2第4項及び第51条の31第4項の規定による区分の変更の届出は、障害者総合支援法施行規則第34条の28第3項及び第34条の62第3項に掲げる事項について第1号様式により行うものとする。

2 児童福祉法第21条の5の25第4項、第24条の19の2及び第24条の38第4項の規定による区分の変更の届出は、児童福祉法施行規則第18条の38第3項、第25条の23の2第3項及び第25条の26の9第3項に掲げる事項について第2号様式により行うものとする。

(届出の提出)

第5条 第2条から前条までの規定による届出は、届出を行う事業者の所在地を管轄する県保健福祉事務所の長（いわき市にあっては、県いわき地方振興局長）を経由して知事に提出するものとする。

(関係機関への情報提供)

第6条 知事は、第2条から第4条までの規定による届出に関し、国、市町村に対して、情報を提供することができる。

(実施細目)

第7条 この要綱に定めるもののほか、障害者（児）施設・事業者の業務管理体制の整備の届出に関して必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成27年8月7日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 本要綱の改正前、現に提出されている改正前の福島県障害者（児）施設・事業者の業務管理体制の整備の届出に関する要綱（以下「改正前の要綱」という。）による様式は、改正後の福島県障害者（児）施設・事業者の業務管理体制の整備の届出に関する要綱による様式とみなす。
- 3 本要綱の施行の際の、現に作成されている改正前の要綱による様式は、所用の調整をして使用することができる。

附則

- 1 この要綱は、令和8年2月27日から施行する。
- 2 本要綱の改正前、現に提出されている改正前の福島県障害者（児）施設・事業者の業務管理体制の整備の届出に関する要綱（以下「改正前の要綱」という。）による様式は、改正後の福島県障害者（児）施設・事業者の業務管理体制の整備の届出に関する要綱による様式とみなす。
- 3 本要綱の施行の際の、現に作成されている改正前の要綱による様式は、所用の調整をして使用することができる。